11/12 レポート 2020-11-12

課題

テキスト 244 頁終わりから 6 行掲載の判例 (最二版平成19年7月13日判タ 1251 号133頁) をよく読んで、① 事実、② 判旨、③ 自分の意見に分けて、合わせて 300 字程度でまとめて提出ください。

レポート

事実

A は B 学校法人の設置する大学の比較政治論等を担当する教授であるが、地元新聞紙上において、編集長の質問に答える形で次のような発言があった。

- 1. 第二次世界大戦の敗戦国はすぐに自国の歴史を取り戻しているのに、わが国のみ戦勝国の史観が続いている
- 2. 戦争において当事国の一方のみを悪いと決めつけるのではなく、先人の功罪を正しく見つめる必要がある
- 3. 県立の人権センターの展示内容はほとんどが部落問題で残る二割ほどが反日、自虐史観に基づく展示であって、どういう子どもや日本人を育てようとしているのか疑問に感じる
- 4. 人権センターは一方的な歴史観の押し付けをやめるべきである
- 5. 歴史観がしっかりしていなければ政治を語ることもできないし、すぐに謝罪する態度では国際 政治に通用しない
- 6. 台湾の歴史教科書は、わが国の植民地政策の功罪をはっきり記述し評価している点が多い

Bは、Aに対して、人権センターに対する誹謗ともとられかねない本件発言、Aのこれまでの講義方法は、Bの名誉と品位を害し、その生徒や学生の募集に悪影響を及ぼすものであって戒告処分にするとともに、教授の職を解き本部付事務職員を命ずるとの辞令を交付した。最高裁は、これらの発言は懲戒事由に該当しないと判断した。

判旨

「本件発言は第二次世界大戦下において我が国が採った諸政策に功罪両面があったのであるから その一方のみを殊更に協調するような歴史観を強制すべきではなく、そのような見地からみて、人権 センターの展示内容には偏りがあるという意見を表明するにすぎないもの本件発言は、これが地元 新聞紙上に掲載されたからといって B の社会的評価の低下毀損を生じさせるものであるとは認め 難い L

「A の講義方法等についても、それが大学における講義等の教育活動の一環としてされたものであ

丸山 竜輝 1

11/12 レポート 2020-11-12

ることなどを考慮すると、それのみを採り上げて直ちに本件就業規則所定の懲戒事由に該当すると 認めるのは困難というほかない」。

自分の意見

当方の意見も最高裁判旨に同意するもので、人権センターに対する批評に関しても B の社会的評価を即座に陥れるものとは言い難い。